

区分	戸籍提出	写真提出	住民票提出	申請者本人確認書類	前回パスポート	代理可否	
						申請	受領

◎新規申請

①初めてパスポートを申し込む場合	○	○	×	○	△	○	×
②以前受け取ったパスポートの期限が切れたため、改めて新しく申し込む場合	○	○	×	○	○	○	×
※一般旅券発給申請書(5年用・10年用) * 未成年は5年旅券のみの申請で、法定代理人の署名が必要です。 * 代理提出(申請)の場合 ・本人記入が必須の箇所がありますので、事前に申請書入手する必要があります。 (未就学児は、本人に代わり法定代理人等が記入してください。) ・代理人の本人確認書類が必要となります。							
○前回未交付失効 以前申し込んだパスポートを期間内に受領しなかったことがある人が改めて申し込む場合。	○	○	×	○	○	×	×
※一般旅券発給申請書(5年用・10年用) ※未交付失効届 * 未成年は5年旅券のみの申請で、法定代理人の署名が必要です。 * 代理申請はできません。							

◎切替新規申請

●パスポートの残存期間が1年未満になった、査証欄に余白がなくなった、ICパスポートに切り替える等、 <u>前回と同じ内容でパスポートを申し込む場合</u>	×	○	×	パスポート	○	○	×
●軽損傷 お手持ちのパスポートに、軽度の損傷が生じ、当該パスポートを返納の上、新しいパスポートを申し込む場合	×	○	×	パスポート	○	○	×
※一般旅券発給申請書(5年用・10年用) * 未成年は5年旅券のみの申請で、法定代理人の署名が必要です。 * 代理提出(申請)の場合 ・本人記入が必須の箇所がありますので、事前に申請書入手する必要があります。 (未就学児は、本人に代わり法定代理人等が記入してください。) ・代理人の本人確認書類が必要となります。							
●重損傷 現在所持している有効パスポートに重度の損傷が生じ、当該パスポートを返納の上、新しいパスポートを申し込む場合	×	○	×	○	○	×	×
※一般旅券発給申請書(5年用・10年用) ※事情説明書 * 未成年は5年旅券のみの申請で、法定代理人の署名が必要です。							

◎訂正新規申請

・有効なパスポートの残存期間に関係なく、パスポート面記載の氏名・本籍などの身分事項に変更が生じたため、 <u>新しい内容でパスポートを申し込む場合</u>	○	○	×	パスポート	○	○	×
※一般旅券発給申請書(5年用・10年用) * 未成年は5年旅券のみの申請で、法定代理人の署名が必要です。 * 代理提出(申請)の場合 ・本人記入が必須の箇所がありますので、事前に申請書入手する必要があります。 (未就学児は、本人に代わり法定代理人等が記入してください。) ・代理人の本人確認書類が必要となります。							

パスポートを申請される方へ

申請別提出書類一覧表

区分	戸籍提出	写真提出	住民票提出	申請者本人確認書類	前回パスポート	代理可否	
						申請	受領

◎記載事項の変更(残存有効期間同一)

・有効なパスポート面記載の氏名・本籍などの身分事項に変更が生じたため、 <u>新しい内容で現在有効なパスポートの残存期間までのパスポートを申し込む場合</u>	○	○	×	パスポート	○	○	×
※一般旅券発給申請書(残存有効期間同一)での申請となります。 * 申請日に関係なく、所持している有効な旅券の残存期間までの旅券となります。 * 未成年は法定代理人の署名が必要です。 * 代理提出(申請)の場合 ・本人記入が必須の箇所がありますので、事前に申請書入手する必要があります。 (未就学児は、本人に代わり法定代理人等が記入してください。) ・代理人の本人確認書類が必要となります。							

◎査証欄余白なしによる申請(残存有効期間同一)

・査証欄に余白がなくなったため、 <u>新しい内容で現在有効なパスポートの残存期間までのパスポートを申し込む場合</u>	×	○	×	パスポート	○	○	×
※一般旅券発給申請書(残存有効期間同一)での申請となります。 * 未成年は、法定代理人の署名が必要です。 * 代理提出(申請)の場合 ・本人記入が必須の箇所がありますので、事前に申請書入手する必要があります。 (未就学児は、本人に代わり法定代理人等が記入してください。) ・代理人の本人確認書類が必要となります。							

◎紛失届

・有効なパスポートを紛失や焼失した場合	×	○	×	○	/	×	/
※紛失一般旅券等届出書 * 遺失物(盗難)届受理証明(受理番号でも可)又は罹災証明等(自宅での紛失を除く)が必要です。 * 未成年は、法定代理人の署名が必要です。 * 代理申請はできません。							

◆有効なパスポートを紛失し、新しいパスポートが必要な場合は・・・紛失届と新規申請を行ってください。

◎居所申請

住所を市外に持つ方が、桐生市内に通勤・通学をしている場合、新規申請・切替新規申請・訂正新規申請・記載事項の変更申請・査証欄増補申請・紛失届ができます。 ※居所申請申出書							
○学生(通学者を含む) ◆確認書類は、学生証等	○切替は ×	○	○	○	参 の 変 更 切 替 新 規 増 補 は 必 ず 事 項	×	×
○就業者(通勤者を含む) ◆確認書類は、勤務先の証明書等		○	○	○		×	×
○一時帰国者 ◆確認書類は、長期ビザ等		○	別途	○		×	×
○学生の長期休暇 ◆確認書類は、学生証等		○	○	○		×	×
* 居所を証明できる確認書類が必要です。 * 住民票が県外の方の場合、住民票の提出が必要になります。 (一時帰国者は別の確認資料等が必要になります。) * 未成年は5年旅券のみの申請で、法定代理人の署名が必要です。 * 代理申請はできません。							